

職場の**トラブル**で悩んでいるみなさん

青森県
労働委員会
委員による

労働相談会

を利用
しませんか？

毎月、労働相談会を開催していますので、お気軽にご相談ください。

◆労働者と事業主との間に生じたトラブルについて、青森県労働委員会の委員(※)が相談に応じます。

※公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）

◆県内の労働者、事業主の方が対象です。

◆費用は**無料**、秘密は**厳守**！

◆労働相談会を利用したい方は、下記の会場へお越しください。※予約優先のため、事前の電話予約をオススメします。

◆青森県労働委員会では、労働者・事業主の紛争解決を図るための「あっせん」も行っています。



公益委員



労働者委員



使用者委員

労働相談会 開催日程

日	時	会 場
10月 7日 (火)	13:30~15:30	青森県 労働委員会
10月26日 (日)	10:00~12:00	
11月 4日 (火)	13:30~15:30	アクセス 青森市新町2丁目 2-11 東奥日報新町ビル 4階
11月16日 (日)	10:00~12:00	

※開催日等については、変更することがありますので、
あらかじめホームページ等によりお確かめください。

HPへのアクセスはコチラから！→



～お問い合わせ先～

青森県労働委員会事務局

青森市新町2丁目2-11

東奥日報新町ビル4階

電話番号 017-734-9832

電話予約もこちらからどうぞ！

※お車で越しの際は事前にご連絡ください。



10月は、弘前市・八戸市でも労働相談会を開催します！

弘前市	10月 5日 (日)	弘前市総合学習センター
八戸市	10月 19日 (日)	ユートリー
時間 10:00~12:00		

青森県労働委員会事務局では、上記の労働相談会以外にも、執務時間中、随時労働相談を受け付けています！

労働相談ダイヤル(事務局職員対応) 0120-610-782

職場のトラブルで悩んでいませんか？

そんなときは

労働相談会

をご利用
ください！

突然会社から解雇
すると言われた

契約の更新が
拒否された

残業代が
支払われない

パワハラや嫌がらせに
対応してくれない

会社が団体交渉に
応じてくれない

労使関係を
改善したい



10月は県内3市で開催します！

青森市

10/7(火) 13:30～15:30
10/26(日) 10:00～12:00

青森県労働委員会
(東奥日報新町ビル4階)



弘前市

10/5(日) 10:00～12:00

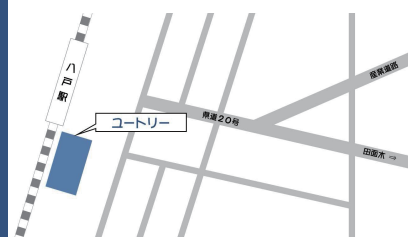
弘前市総合学習センター
(2階 視聴覚室・セミナー室)
弘前市末広四丁目10-1



八戸市

10/19(日) 10:00～12:00

ユートリー
(4階 情報室・研修室)
八戸市一番町一丁目9-22



労働相談会は、労働者の皆さんも、事業主の皆さんも、どちらもご利用いただけます。

【対象者】 県内の労働者、事業主

【対応者】 青森県労働委員会の委員

公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）

【費用】 無料（お車で越しの際は、別途駐車場料金が発生する場合があります。）

【秘密厳守】 相談内容は、一切外部に漏らしませんので、ご安心ください。

【利用方法】 直接会場にお越しください。

※予約者優先につき、事前の電話予約がオススメです。

【問合せ先】 青森県労働委員会事務局

青森市新町二丁目2-11 東奥日報新町ビル4階

電話番号 017-734-9832

労働相談ダイヤル 0120-610-782

受付時間 平日8:30～12:00、13:00～17:15

相談無料

秘密厳守

青森県労働委員会

職場のトラブルで悩んでいませんか？

労働委員会の「あっせん制度」を利用できます。

・ 配置転換 ・ 解雇 ・ 賃金カット ・ 懲戒処分 等々…

労働委員会とは？ あっせん制度って？

労働委員会は、中立・公正な立場から、「労働者個人や労働組合」と「会社や事業主（使用者）」との間のトラブルを迅速・円満に解決するためのお手伝いをする県の機関であり、公益・労働者・使用者を代表する委員で構成されています。

解雇や賃金など職場のトラブルでお悩みの方は、労働委員会の委員が労使双方の主張を聴いて調整し、解決案の提示等を行って解決する「あっせん制度」をご利用ください。



公益委員

（弁護士、大学教授等）



労働者委員

（労働組合役員等）



使用者委員

（会社経営者等）

中立・公正

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成で、中立・公正かつ丁寧に双方の主張を聴いて調整し、解決案の提示等を行います。

簡 単

労働委員会への労働相談後、申請書を提出するだけです。押印不要ですので、申請書はメールでも提出可能です。

無料・秘密厳守

労働相談やあっせん制度を利用する際の費用は無料です。また、相談内容などの秘密は厳守します。

【解決例】解雇撤回と解決金の支払

会社から解雇された労働者が解雇の撤回を求めて労働委員会にあっせんを申請。



あっせんで、会社が解雇の撤回に応じ、解決金（会社復帰までの賃金相当額の6割）を支払う意向を示したため、労働者が合意して解決した。

お問合せ先

青森県労働委員会事務局

〒030-0801

青森市新町二丁目2番11号
（東奥日報新町ビル4階）

TEL 017-734-9832

FAX 017-734-8311

労働相談ダイヤル

0120-610-782

